

○横浜港埠頭株式会社役員報酬規程

(総則)

第1条 横浜港埠頭株式会社（以下「会社」という。）の常勤の役員及び監査役（以下「役員」という。）に対しては、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところにより、報酬等を支給する。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、月額報酬及び役員賞与とする。

2 常勤の役員に、横浜港埠頭株式会社社員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準じ、通勤手当を支給することができる。

(報酬の決定)

第3条 報酬の額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議したうえで、役員各人別の報酬額を代表取締役社長が（監査役報酬は監査役同士の協議で）決定する。

2 役員賞与を支給する場合、その決定方法は前項に準ずる。

(報酬の基準)

第4条 役員の報酬は月額で定め、会社の給与支給日に支払う。

(新たに役員に就任した者の報酬)

第5条 新たに役員に就任し、報酬を受けることとなった者には、当該就任日の属する月から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、当該異動日の属する月から新たに定められた報酬を支給する。

(退任又は解任された者の報酬)

第6条 役員が死亡し、退任し又は解任されたときは、当該死亡し、退任し又は解任された日の属する月の報酬の全額を支給する。

2 削除

(再任された者の報酬)

第7条 役員が再任されたときの報酬の支給は、新たに役員に就任したときの例による。

(日割計算)

第8条 削除

(準用)

第9条 報酬の支給方法、支給手続その他については、この規程に定めるほか、給与規程の例による。

(退職慰労金)

第10条 退職慰労金については、横浜港埠頭株式会社役員退職慰労金規程によるものとする。

(減額等)

第11条 会社業績が著しく低迷した場合には、取締役会の決議（監査役は監査役間の協議）によって、報酬の減額等の措置を取ることがある。

附則

- 1 この規程の改廃は、取締役会決議によるものとする。
- 2 この規程は平成23年12月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。